

川西市監査委員告示第1号

住民監査請求に係る勧告（平成27年12月4日付）について、川西市上下水道事業管理者から措置の通知がありましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき公表します。

平成28年2月3日

川西市監査委員 塩川芳則

川西市監査委員 岩本吉志子

川西市監査委員 鈴木光義

住民監査請求に係る勧告事項に対する措置について

1 勧告事項

(住民監査請求：平成 27 年 10 月 13 日受理・同年 12 月 4 日監査結果公表)

(1) 勧告内容

本件請求に係る生活保護減免制度により、水道料金及び下水道使用料の減免額のうち、平成 26 年度第 4 期分から 27 年度第 2 期分の減免合計額 27,540 円の損害が生じていると認められるため、上下水道局は、上記損害額を補填する必要な措置を講じること。

(2) 措置期限

平成 28 年 1 月 31 日

2 措置事項

(1) 措置通知日(監査委員宛)

平成 28 年 1 月 29 日

(2) 措置通知の内容

平成 26 年度第 4 期分から 27 年度第 2 期分の減免合計額 27,540 円を上下水道事業管理者 小田秀平に請求し、同人から、平成 28 年 1 月 29 日に納入がなされた。

(3) 付記事項への対応

今後、上下水道料金における生活保護減免制度の運用の見直し、あるいは制度の妥当性、制度のあり方等を総合的に検討する。